

資格情報のお知らせ一斉発行_FAQ

2024/10/10

分類番号	分類名	No	質問	回答	参考元
1	お知らせ全般について	1-1	送られてきた通知の趣旨は何か。	加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。通知書の内容をご確認いただき、ご自身が認識している情報と違う情報が掲載されている場合は、健康保険組合にご連絡ください。ご自身が認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特に手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。	2024.1.9【事務連絡】加入者への資格情報等の送付について（依頼）
1	お知らせ全般について	1-2	一部の家族のお知らせが入っていないのですがなぜでしょうか。	2024年9月17日（通知用データ取込み日）時点に加入している家族、且つマイナンバーを提出している方を対象に通知を発行しています。 ①別の健康保険に加入している ②健康保険組合にマイナンバーを提出していない（新生児でマイナンバーが発行されていない） ③健康保険組合にマイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない ④2024年9月17日（通知用データ取込み日）以降に扶養増の手続きをした等の場合はお知らせの発行対象者ではありません。	
1	お知らせ全般について	1-3	資格情報のお知らせとして家族分が全て一緒に送付されたが、家族と別居しているため家族分の情報の確認が取れません。どうすればよいでしょうか。	お手数をお掛けして申し訳ありませんが、別居されているご家族に被保険者から転送いただけませんかでしょうか。	
1	お知らせ全般について	1-4	先日扶養を外す手続きをした家族の分のお知らせが届いた。扶養が外れた対象者の分も確認をして報告する必要があるのか。	2024年9月17日（データ出力）時点の加入者に対し通知書を発行しています。その後扶養削除の手続きを行い、手続きが完了している場合は特に手続きの必要はありませんのでご安心ください。	
1	お知らせ全般について	1-5	先日扶養に入れた家族の分のお知らせが入っていない。別途同じお知らせが配布されると思っていてよいのか。	2024年9月17日（通知用データ取込み日）時点に加入している家族、且つマイナンバーを提出している方を対象に通知を発行しています。 ①健康保険組合にマイナンバーを提出していない（新生児でマイナンバーが発行されていない） ②健康保険組合にマイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない ③2024年9月17日（通知用データ取込み日）以降に扶養増の手続きをした等の場合はお知らせの発行対象者ではありません。 ③の場合、今回の通知の対象外となりますので、同じお知らせは配布しません。12月2日以降に個人番号下四桁の内容を含まない「資格情報のお知らせ」という通知書を順次発行予定です。	
1	お知らせ全般について	1-6	内容が合っていることを確認したらこのお知らせは廃棄してよいのか。	「資格情報のお知らせ」は大切に保管頂きますようお願いいたします。医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合があり、その際はマイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。今後資格情報が更新された場合はマイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください。	
1	お知らせ全般について	1-7	マイナポータルにアクセスし資格情報が確認できたらこのお知らせは廃棄してよいのか。	「資格情報のお知らせ」は大切に保管頂きますようお願いいたします。医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合があり、その際はマイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。今後資格情報が更新された場合はマイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください。	
1	お知らせ全般について	1-8	なぜマイナンバーをお知らせしてくるのか。	加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。通知書の内容をご確認いただき、ご自身が認識している情報と違う情報が掲載されていないかをご確認をお願いいたします。ご自身が認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特に手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。	2024.1.9【事務連絡】加入者への資格情報等の送付について（依頼）
1	お知らせ全般について	1-9	なぜマイナンバーの確認が必要なのか。	加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。通知書の内容をご確認いただき、ご自身が認識している情報と違う情報が掲載されていないかをご確認をお願いいたします。ご自身が認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特に手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。	2024.1.9【事務連絡】加入者への資格情報等の送付について（依頼）
1	お知らせ全般について	1-10	回りの人にはこの通知が来ているのに自分に来ないのはなぜか。	2024年9月1日（通知用データ取込み日）時点に加入している、且つマイナンバーを提出している方を対象に通知を発行しています。 ①健康保険組合にマイナンバーを提出していない ②健康保険組合にマイナンバーを提出したが、紐づけ確認が取れていない ③2024年9月1日（通知用データ取込み日）以降に加入した等の場合は今回のお知らせの発行対象者ではありません。また健康マイポータル登録者へは紙でなく健康マイポータルへ掲載していますので、そちらからご確認ください。添付のZipパスワードは健康マイポータルお知らせ文書に記載しています。	
1	お知らせ全般について	1-11	誤ってお知らせを捨ててしまったが再発行してもらえるか。	マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる場合はマイナポータル上で最新の資格情報が確認できるので、そちらでご確認いただくことも可能です。	
1	お知らせ全般について	1-12	「資格情報のお知らせ」の資料が、もっと欲しいのですが。	申し訳ありませんが、基本1人につき1通の通知となっております。大事に保管いただきますようお願いいたします。万が一紛失した場合などは、ご連絡ください。また、マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる場合はマイナポータル上で最新の資格情報が確認できるので、そちらでご確認いただくことも可能のため、そちらもご利用ください。	
2	記載内容について	2-1	通知に書かれている情報が古いのですが、何か手続きが必要でしょうか。	■所属名称等の情報が古い場合 2024年9月17日（データ出力）時点の情報をもとに通知書を作成しています。特に手続きの必要はありませんのでご安心ください。（人事システムに9月12日までに登録されている10月11日までの異動データは反映しています） ■氏名等、あなたの加入する健康保険の資格情報が古い場合 2024年9月17日（データ出力）時点の情報をもとに通知書を作成しています。届出されていない場合、事業所経由で該当する届出書を提出してください。マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる場合はマイナポータル上で最新の資格情報が確認できるので、更新された内容はそちらでご確認ください。	
2	記載内容について	2-2	通知に書かれている個人番号下四桁の情報が違うのですが、何か手続きが必要でしょうか。	健康保険組合へ連絡ください。	

分類番号	分類名	No	質問	回答	参考元
2	記載内容について	2-3	結婚して氏名が変更になっているが、手続きはどうしたらいいか。	2024年9月17日時点（データ出力）の情報をもとに通知書を発行しています。届出されていない場合、事業所経由で氏名変更に関する届出書を提出してください。 マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる場合はマイナポータル上で最新の資格情報が確認できるので、更新された内容はそちらでご確認ください。	
3	その他	3-1	医療機関に行くときは、保険証とこのお知らせを一緒に持っていかなくてはいけないのか。	現状、保険証又はマイナンバーカードで医療機関の受診が可能です。保険証を使用した医療機関受診は2025年12月1日までとなり、2025年12月2日以降はマイナンバーカードのみ、医療機関の受診が可能となります。マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。	
3	その他	3-2	この通知はどういう時に使うのか。	マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となります。本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。	
3	その他	3-3	「資格情報のお知らせ」を受け取ったが、私は何をすればよいのか。	ご確認いただきありがとうございます。記載内容に間違いはありませんでしたか。 ・間違いがない場合 そのまま大切に保管ください。 現状、保険証又はマイナンバーカードで医療機関の受診が可能です。保険証を使用した医療機関受診は2025年12月1日までとなり、2025年12月2日以降はマイナンバーカードのみ、医療機関の受診が可能となります。 マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となります ので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。 また、健康保険組合への各種申請などを行う際に記号・番号が必要になりますが、保険証廃止後も「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。 ・間違いがある場合 No2-2参照	
3	その他	3-4	今の保険証はいつまで使えるのか。	原則、現在お持ちの保険証は2025年12月1日まで使用可能です。 ※有効期限が2025年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。	
3	その他	3-5	「資格情報のお知らせ」を受け取ったが、こういったお知らせは、今後送付しないでください。	申し訳ございません。今回送付させていただいた「資格情報のお知らせ」については、国の事業として、全国民を対象にお知らせを発行しております。	
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-1	マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。	マイナンバーカードを使って医療機関等に受診した際に、自身のお薬の履歴や過去の特定健診の情報等の提供に同意すると、医師等からより多くの種類の正確な情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、患者さんが一時的に自己負担したり、限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。また、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-2	マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいですか。	マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。「資格情報のお知らせ」に同封した送付案内裏面に利用登録の方法を記載しておりますのでご確認ください。 --ちなみに登録方法は-- 初めて医療機関等を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。また、ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリやセブン銀行のATMからも事前に利用登録が可能です。 ※支援事業を行っている一部の市町村の窓口でも、初回の利用登録ができます。お住まいの市町村が支援事業を行っているか、事前にご確認ください。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08279.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-3	マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関等を受診できますか。	オンライン資格確認システムが導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードのみで医療機関を受診できます。マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08282.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-4	医療機関や薬局での受付はどのようになりますか。	◎マイナンバーカードの場合 受付時に、患者自らがマイナンバーカードを窓口に設置されたカードリーダー（※1）に置きます。 「顔認証付きカードリーダー」の場合は、 ・顔認証（カードのICチップ内の写真データと窓口で撮影した顔を比較（※2））又は ・患者が4桁の暗証番号を入力（※3） により、本人確認を行います（窓口職員の見視も可）。 ※1 マイナンバーカードのICチップの読み取り機能があるカードリーダー ※2 撮影した顔画像は保存されず、即時削除されます。 ※3 顔認証付きカードリーダーの画面は、横からのぞき見されることを防止する対策をしております。 （参考）「汎用カードリーダー」の場合は、 ・患者が4桁の暗証番号を入力 又は ・窓口職員の見視 により本人確認を行います。 ◎健康保険証の場合 従来どおり、受付窓口で患者は健康保険証を提示します。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08283.html)

分類番号	分類名	No	質問	回答	参考元
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-5	子どもの場合、本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか。	子ども等、本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合には、親等の代理人が子ども等のマイナンバーカードをカードリーダーに置き、暗証番号を入力することで、本人確認をすることができます。 ※待合スペース等にいる子どものお顔とマイナンバーカードの写真を職員が目視で確認する本人確認も可能です。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08285.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-6	顔認証付きカードリーダーで写真は撮られますか。また、その写真は保存されますか。	顔認証で資格確認を行う場合、顔認証付きカードリーダーがご本人様の顔を撮影します。ただし、マイナンバーカードのICチップ内に保存されている顔画像と、顔認証付きカードリーダーが撮影した顔画像が同一人であるかどうかを確認した後に撮影画像のデータは即時削除され、顔画像のデータが保存されることはありません。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08287.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-7	マイナンバーカードで医療機関を受診する場合、窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。	・保険証（健康保険被保険者証） ・限度額適用認定証 ・特定疾病療養受領証 ・高齢受給者証 等の持参が不要となります。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08288.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-8	マイナンバーカードを毎回持参する必要がありますか。	マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、毎回、医療機関・薬局において顔認証付きカードリーダーで本人確認を行っていただくようお願いします。その際、健康・医療情報の提供に同意いただけた場合、その医療機関・薬局の医師等があなたの健康・医療情報を活用することで、より良い医療を受けることも可能です。なお、健康・医療情報の提供は、同意をいただけた医療機関・薬局に限られ、システム上、24時間で閲覧できなくなります。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08289.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-9	医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。	医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08290.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-10	マイナンバーカードを作らなくても、従来の保険証のままでもいいですか。	2024年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了となり、原則現在お持ちの保険証は2025年12月2日以降使用できなくなります。様々なメリットがあるマイナンバーカードの取得と健康保険証利用をご検討ください。 マイナンバーカードを取得されていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付予定です。そちらを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08292.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-11	生活保護受給者の医療券、各自治体が対応している子供医療費証明書は対象ではないのですか。	2024年3月より生活保護受給者の資格情報の確認がオンラインで可能となりました。医療機関・薬局において、医療保険のオンライン資格確認の仕組みを活用し、生活保護受給者の資格確認および医療券・調剤券情報をオンラインで確認できるようになりました。また、受給者の同意のもと、併せて診療・薬剤情報・健診等情報が閲覧可能です。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08295.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-12	訪問診療やオンライン診療ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できないのでしょうか。	医療機関・薬局が行う訪問診療等、オンライン診療等におけるマイナンバーカードの保険証利用については、2024年4月から運用を開始いたしました。また、訪問看護事業者が行う訪問看護も2024年6月から運用を開始いたしました。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08296.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-13	マイナンバーカードの健康保険証利用登録ができていないか確認する方法はありますか。	マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」→「申込状況を確認」→「健康保険証としての登録状況」で確認ができます。 (https://web.hir.myna.go.jp/Accept/checkStatus) 登録が完了した場合は、健康保険証としての登録状況に「登録完了」と表示されます。なお、保険者があなたの保険資格情報をシステムに登録していない等の理由で、利用登録が完了できない場合は、「あなたの有効な保険資格情報がないため、正常に処理できませんでした。会社等にお勤めの方はお勤め先へそれ以外の方はお住いの市区町村へお問合せください。」と表示されます。利用登録の申込みを行っても、利用登録処理が完了していない場合は、マイナンバーカードを健康保険証として利用することはできません。 保険者があなたの資格情報をシステムに登録するためには、マイナンバーや住民票に記載されている漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所を提出いただく必要がありますので、ご協力をお願いいたします。 ご自身の健康保険証情報が正しく登録されているかは、マイナポータルの「わたしの情報」→「健康・医療」→「健康保険証情報」からご確認できます。	厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08298.html)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-14	オンライン資格確認やマイナポータルにおいて別の方の情報が表示された場合、どこに問合せればよいですか。	万が一医療機関・薬局で別の方の情報が表示された場合は、以下のいずれかにお問合せいただき、ご相談ください。 国民向けマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）※音声ガイダンスに従って「4から2」の順にお進みください。 ご自身が加入されている医療保険の保険者（東洋紡健康保険組合） いずれの場合も、オンライン資格確認等システムの実施機関である社会保険診療報酬支払基金・国保中央会に迅速に連携し、ご本人でない情報が登録されている疑いが高い場合には、直ちにオンライン資格確認等システムの閲覧を停止します。 その後、保険者において事実関係を確認し、誤ったデータが登録されていた場合には、登録データの是正作業を速やかに行います。	デジタル庁:よくある質問：マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card)

分類番号	分類名	No	質問	回答	参考元
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-15	自分の健康保険証情報が正しく登録されているかを確認する方法を教えてください。	<p>マイナポータルにログインし、「注目の情報」の「最新の健康保険証情報の確認」を押下していただくと、健康保険証情報のページが開きます。ページ中段にある「あなたの健康保険証情報」から、登録されている健康保険証情報を確認いただけます。</p> <p>ご自身がマイナポータルの対応端末を所持していない場合は、以下のいずれかの方法で健康保険証情報を確認できます。</p> <p>ご家族の方等が所持している対応端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認 市区町村が用意している端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認 ※端末の設置状況は市区町村によって異なります。</p>	デジタル庁:よくある質問:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-16	マイナンバーカードは、当初「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いた気がします。カードを使った便利なサービスがあると聞いていますが、持ち歩いてもいいものなのですか。	<p>今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていきます。マイナンバーカードは、持ち歩いて使ってください。</p> <p>持ち歩く時に気を付けていただく点は、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じです。万が一落したり無くしたりした場合は、一時利用停止を24時間365日フリーダイヤル(0120-95-0178)で受け付けておりますので、利用を一時停止してください。</p> <p>なお、落としたカードの方も、パスワードを知らなければ何も使えませんし、ICチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みとなっておりますので、悪用することもできません。ご安心ください。</p>	デジタル庁:よくある質問:マイナンバーカードの健康保険証利用について (https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card)
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-17	海外赴任中でマイナンバーカードを返却しています。日本に一時帰国し、医療機関受診する場合はどうすればいいですか。	<p>現行の健康保険証を所持している場合は、経過措置として2025年12月1日まで使用することができますので、そちらをご利用ください。海外在住等、マイナ保険証をお持ちでない方へは経過措置期間終了前に「資格確認書」を発行予定です。</p> <p>2024年12月2日以降に「現行の保険証を紛失」などが発生した場合は、申請に基づき資格確認書を発行することにより対応します。</p> <p>※2024年5月27日より、国外転出後も継続してマイナンバーカードを利用できるようになりました。国外転出後の継続利用を希望される場合は、国外転出届出時にマイナンバーカードを持参し、国外継続利用の手続きをしてください。 https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/</p> <p>資格確認書はマイナンバーカードをお持ちでない方・マイナ保険証利用登録をされていない方等が、医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようになるものです。</p>	